

事務連絡  
令和4年1月1日

加入者各位

仙台卸商健康保険組合

### 任意継続被保険者の資格喪失事由について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、任意継続被保険者の資格喪失の事由は、①任意継続被保険者となってから2年を経過したとき、②被保険者が死亡したとき、③納付期日までに保険料を納めないとき、④新たに健康保険の被保険者となったとき、⑤後期高齢者医療の被保険者等になったとき（75歳到達）、と健康保険法で規定されております。

今般、改正健康保険法が施行され、「任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者（健保組合）に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失する。」という資格喪失の事由が追加されましたのでお知らせいたします。

敬具

記

【施行時期】2022年1月

〈留意点〉

- 任意の資格喪失の申出では、資格喪失日は保険者（健保組合）が申出書を受理した日の属する月の翌月1日であること。
- 申出書を受理した日の属する月も任意継続被保険者であるため、原則「保険証」を申出書に添付しないこと。（申出の翌月1日以降に返却）
- 原則、申出後に取り消しはできないこと。

※「申出書」の用紙は、当組合ホームページからも入手可能となっております。

仙台卸商健康保険組合  
〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町 2-9-5  
Tel 022-235-5896 Fax 022-782-2320

## 任意継続被保険者に係る任意の資格喪失の申出書

任意継続被保険者の資格喪失を希望する旨、申出いたします。

仙台卸商健康保険組合理事長殿

令和 年 月 日

保険証記号・番号 9001- \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(自署の場合押印不要)

Tel ( )

### 〈留意点〉

- 任意の資格喪失の申出では、資格喪失日は保険者(健保組合)が申出書を受理した日の属する月の翌月1日であること。
- 申出書を受理した日の属する月も任意継続被保険者であるため、原則「保険証」を申出書に添付しないこと。(申出の翌月1日以降に返却)
- 原則、申出後に取り消しはできないこと。